

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（外国銀行代理業務に関する認可の申請等）</p> <p>第一条の二 信用協同組合等は、法第三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>2 「略」</p> <p>（信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第三条 法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の六第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する</p>	<p>（外国銀行代理業務に関する認可の申請等）</p> <p>第一条の二 「同上」</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>七 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>2 「同上」</p> <p>（信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第三条 法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の六第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する</p>

る法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。

）第三条第五項並びに第六条第五項、第八条第三項、第九条の二第四項、第十条第十三項及び第百十一条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。

〔一〕五 略〕

〔2〕4 略〕

（信用協同組合等の子会社の範囲等）

第四条 〔略〕

〔2〕4 略〕

5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

〔一〕二の二 略〕

二の三 信用協同組合電子決済等代行業（法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下同じ。）

る法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。

）第三条第五項並びに第六条第五項、第八条第三項、第九条の二第四項、第十条第十三項及び第百十一条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。

〔一〕五 同上〕

〔2〕4 同上〕

（信用協同組合等の子会社の範囲等）

第四条 〔同上〕

〔2〕4 同上〕

5 〔同上〕

〔一〕二の二 同上〕

〔号を加える。〕

に係る業務

〔三〕三十九 略〕

〔6〕13 略〕

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第六条 信用協同組合等は、認可対象会社(法第四条の二第三項又は法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいい、同条第一項第七号の三に掲げる会社(以下「業務高度化等会社」という。))を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 当該信用協同組合等及びその子会社等(法第六条第一項、第六条の五第一項又は第六条の五の十第一項において準用する銀行法(第八十三条第四号、第八十九条第二項及び第一百条の四十五第二号を除き、以下「銀行法」という。))第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第一百一条第一項第十六号の二において同じ。)に関する次に掲げる書面

〔イ・ロ 略〕

〔四・五 略〕

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

〔2〕3 略〕

〔三〕三十九 同上〕

〔6〕13 同上〕

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第六条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 当該信用協同組合等及びその子会社等(法第六条第一項及び第六条の五第一項において準用する銀行法(第八十三条第四号、第八十九条第二項及び第一百条の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。))第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第一百一条第一項第十六号の二において同じ。)に関する次に掲げる書面

〔イ・ロ 同上〕

〔四・五 同上〕

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

〔2〕3 同上〕

4 第一項の規定は、法第四条の二第五項及び法第四条の四第四項の規定による認可（信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の業務高度化等会社を引続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

5 「略」

（業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）
第六条の二 信用協同組合連合会は、当該信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇四 略」

五 当該認可に係る当該信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有

4 第一項の規定は、法第四条の二第五項及び法第四条の四第四項の規定による認可（信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

5 「同上」

（業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）
第六条の二 信用協同組合連合会は、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇四 同上」

五 当該認可に係る当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該信用協同組合連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務

することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

〔一〜三 略〕

四 当該申請の時に申請信用協同組合連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 〔略〕

六 申請信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、申請信用協同組合連合会の行う中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる業務を行う事業の高度化又は申請信用協同組合連合会の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七 申請信用協同組合連合会の業務の状況に照らし、申請信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高

の内容を記載した書面

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 〔同上〕

〔一〜三 同上〕

四 当該申請の時に申請信用協同組合連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五 〔同上〕

六 申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請信用協同組合連合会の行う中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる業務を行う事業の高度化又は申請信用協同組合連合会の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七 申請信用協同組合連合会の業務の状況に照らし、申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化

度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も、申請信用協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

〔八・九 略〕

3 前二項の規定は、法第四条の四第五項において準用する法第四条の二第四項ただし書の規定による認可（信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

〔4・5 略〕

（法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第七条 〔略〕

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 〔略〕

等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、申請信用協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

〔八・九 同上〕

3 前二項の規定は、法第四条の四第五項において準用する法第四条の二第四項ただし書の規定による認可（信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

〔4・5 同上〕

（法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第七条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 〔同上〕

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第八条 信用協同組合等は、法第四条の三第二項(法第四条の六第三項で準用する場合を含む。)ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

「一〇三 略」

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

「2・3 略」

(事業報告の監事監査報告の通知期限)

第二十一条 「略」

「2〇4 略」

5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 「略」

二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

(計算関係書類の監事監査報告の内容)

第二十三条 監事(特定信用協同組合等(法第五条の八第三項に規定する特定信用協同組合等をいう。以下同じ。))の監事を除く。以下

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第八条 「同上」

「一〇三 同上」

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

「2・3 同上」

(事業報告の監事監査報告の通知期限)

第二十一条 「同上」

「2〇4 同上」

5 「同上」

一 「同上」

二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

(計算関係書類の監事監査報告の内容)

第二十三条 「同上」

この条及び次条において同じ。)は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 [略]

二 計算関係書類が当該信用協同組合等の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

[三〇五 略]

2 [略]

(計算関係書類の監事監査報告の通知期限等)

第二十四条 [略]

[二〇四 略]

5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 [略]

二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

(特定信用協同組合等における計算関係書類の監査)

第二十五条 [略]

2 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 [略]

一 [同上]

二 計算関係書類が当該信用協同組合等の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

[三〇五 同上]

2 [同上]

(計算関係書類の監事監査報告の通知期限等)

第二十四条 [同上]

[二〇四 同上]

5 [同上]

一 [同上]

二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

(特定信用協同組合等における計算関係書類の監査)

第二十五条 [同上]

2 [同上]

一 [同上]

二 計算関係書類が当該特定信用協同組合等の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあつては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

ハ 「略」

〔三〕五 略

〔3〕・4 略

（会計監査報告の通知期限）

第二十六条 「略」

〔2〕・4 略

5 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする（次条及び第二十

二 計算関係書類が当該特定信用協同組合等の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあつては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

ハ 「同上」

〔三〕五 同上

〔3〕・4 同上

（会計監査報告の通知期限）

第二十六条 「同上」

〔2〕・4 同上

5 「同上」

八条において同じ。)

一 「略」

二 前号に掲げる場合以外の場合 全てのの監事

(会計監査人の職務の遂行に関する事項)

第二十七条 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項(当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨)を通知しなければならない。ただし、全てのの監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

「一〇三 略」

(預金者等に対する情報の提供)

第四十一条 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

「一〇三 略」

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項(以下この条において「商品情報」という。)を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

「イ〇リ 略」

又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

一 「同上」

二 前号に掲げる場合以外の場合 すべてのの監事

(会計監査人の職務の遂行に関する事項)

第二十七条 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項(当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨)を通知しなければならない。ただし、すべてのの監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

「一〇三 同上」

(預金者等に対する情報の提供)

第四十一条 「同上」

「一〇三 同上」

四 「同上」

「イ〇リ 同上」

又 「同上」

(1) 「略」

- (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置（同法第九条の九の三第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。第六十九条第一項第四号ニ及び第一百十条の五十八第一項第十八号ロにおいて同じ。）及び紛争解決措置（同法第九条の九の三第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。第六十九条第一項第四号ニ及び第一百十条の五十八第一項第十八号ロにおいて同じ。）の内容

ル 「略」

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明

「イ」ニ 略」

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（次条第一項第二号及び第一百十条の五十八第一項第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに限る。）

(1) 「同上」

- (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置（同法第九条の九の三第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。第六十九条第一項第四号ニ及び第一百十条の二十五第一項第十八号ロにおいて同じ。）及び紛争解決措置（同法第九条の九の三第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。第六十九条第一項第四号ニ及び第一百十条の二十五第一項第十八号ロにおいて同じ。）の内容

ル 「同上」

五 「同上」

「イ」ニ 同上」

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（次条第一項第二号及び第一百十条の二十五第一項第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに限る。）

六 「略」

〔2〕4 略〕

(個人顧客情報の安全管理措置等)

第四十六条 信用協同組合等は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(許可申請書のその他の添付書類)

第八十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一〕六 略〕

七 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面

八 会計監査人設置会社(会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。第百十条の十九第一号において同じ。)

であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

六 「同上」

〔2〕4 同上〕

(個人顧客情報の安全管理措置等)

第四十六条 信用協同組合等は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(許可申請書のその他の添付書類)

第八十条 「同上」

〔一〕六 同上〕

七 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

八 会計監査人設置会社(会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。)である場合にあつては、許可の申請の日

を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

〔九十三 略〕

十四 前各号に掲げるもののほか銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

(信用協同組合代理業の許可の審査)

第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一・二 略〕

三 信用協同組合代理業に関する能力を有する者の確保の状況、信用協同組合代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人(二以上の事務所信用協同組合代理業を行う者を除く。)であるときは、その営む信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別信用協同組合代理行為(当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第六条の三第二項第二号に掲げる行為(所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。))をいう。以下イ及びロにお

〔九十三 同上〕

十四 前各号に掲げるもののほか銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

(信用協同組合代理業の許可の審査)

第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一・二 同上〕

三 信用協同組合代理業に関する能力を有する者の確保の状況、信用協同組合代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当する等、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人(二以上の事務所信用協同組合代理業を行う者を除く。)であるときは、その営む信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別信用協同組合代理行為(当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第六条の三第二項第二号に掲げる行為(所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。))をいう。ロにおいて同じ。

いて同じ。)を行う場合にあっては、次の(1)又は(2)に掲げる特別信用協同組合代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める業務に従事したことがある者であつて当該業務を的確に遂行することができる者であること。

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
当座預金業務

(2) 法第六条の三第二項第二号に掲げる行為
資金の貸付け業務

〔削る。〕

ロ 申請者が法人(二以上の事務所信用協同組合代理業を行う個人を含む。)であるときは、その行う信用協同組合代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者(当該信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限

る)を行う場合にあっては、次に掲げる特別信用協同組合代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品(資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ並びに第六号ハ及び第七号ロにおいて同じ。)であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること(申請者が兼業業務を営まない場合を除く。)

(2) 法第六条の三第二項第二号に掲げる行為を行わない場合
当座預金業務又は資金の貸付け業務に通算して三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ロ 申請者が法人(二以上の事務所信用協同組合代理業を行う個人を含む。)であるときは、その行う信用協同組合代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者(当該信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限

る。)を当該信用協同組合代理業の業務を行う営業所又は事務所(主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所(以下において「従たる営業所等」という。))に他の従たる営業所等における当該信用協同組合代理業の業務を管理する部署を置いた場合にあっては、当該部署を置いた従たる営業所等)ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者(当該信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。))を主たる営業所又は事務所に(従たる営業所等において信用協同組合代理業を行わない場合を除く。)、それぞれ配置していること。ただし、特別信用協同組合代理行為を行う場合にあっては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の(1)又は(2)に掲げる特別信用協同組合代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める業務に従事したことがある者であつて当該業務を的確に遂行することができる者であること。

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
当座預金業務

(2) 法第六条の三第二項第二号に掲げる行為 資金の貸付け業務

る。)を当該業務を行う営業所又は事務所ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者(当該信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。))を主たる営業所又は事務所の当該業務を統括する部署に(主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所において信用協同組合代理業を行わない法人を除く。)、それぞれ配置していること。ただし、特別信用協同組合代理行為を行う場合にあっては、うちそれぞれ一名以上は、次に掲げる特別信用協同組合代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること(申請者が兼業業務を営まない場合及び申請者が保険会社その他金融庁長官が定めるものである場合を除く。)

(2) 法第六条の三第二項第二号に掲げる行為を行わない場合
当座預金業務又は資金の貸付け業務に通算して三年以上従事

「削る。」

「ハ・ホ 略」

「四・五 略」

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

「イ・ロ 略」

ハ 信用協同組合代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロにおいて同じ。）（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があるとして認められるものであること（申請者が保険

した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

「ハ・ホ 同上」

「四・五 同上」

六 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 信用協同組合代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があるとして認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

〔二・ホ 略〕

七 〔略〕

（変更の届出を要しない場合）

第八十四条の二 銀行法第五十二条の三十九第一項に規定する内閣府

令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかなる場合に限り。）

二 前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前の所在地に復した場合

（信用協同組合電子決済等代行業に該当しない行為）

第一百十条の二 法第六条の五の二第二項に規定する内閣府令で定める

行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。
。ただし、預金者（法第六条の五の二第二項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第一百十条の四第二項第一号及び第一百十条の二十六において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（信用協同組合等が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するため用いる符号その他の情報をいう。第一百十条の二十四第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

〔二・ホ 同上〕

七 〔同上〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

一 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為

二 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為

三 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為

四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことへの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であつて、当該行為に先立って、法第六条の五の二第二項第一号の信用協同組合等と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

（信用協同組合電子決済等代行業に該当する方法）

第百十條の三 法第六条の五の二第二項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、預金者の使用に係る電子機器の映像面に当該預金者

「条を加える。」

が同号の信用協同組合等に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことについて当該信用協同組合等に対する指図を行うための画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手方及び金額に係る情報を当該信用協同組合等に対して伝達する方法とする。

(信用協同組合等との間の契約に定めなければならない事項)

第一百十条の四 法第六条の五の三第二項第三号に規定する内閣府令で

定める事項は、当該信用協同組合電子決済等代行業者（法第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の五の九第六項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。第一百十条の十六及び第一百十条の三十四第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が信用協同組合電子決済等代行業者再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第一百十条の八、第一百十条の二十四第二項、第一百十条の二十五及び第一百十条の二十六において同じ。）を受けて法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第一百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業者再委託者の業務（当該信用協同組合電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該信用協同組合電子決済等代行業者再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用協同組合電子決済等代行業者が行う措置並びに当

「条を加える。」

該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該信用協同組合等が行うことができる措置に関する事項とする。

2 前項の信用協同組合電子決済等代行業再委託者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、法第六条の五の二第二項第一号に規定する指図の伝達を受け、信用協同組合電子決済等代行業者に対し、当該指図を同号の信用協同組合等に対して伝達することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

二 法第六条の五の二第二項第二号に規定する預金者又は積金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、同号に規定する情報を当該預金者又は積金者に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）を目的として、信用協同組合電子決済等代行業者に対し、同号の信用協同組合等から当該情報を取得することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

（契約の公表方法）

第一百十條の五 信用協同組合等及び信用協同組合電子決済等代行業者は、法第六条の五の三第二項各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の方法により、信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならぬ。

「条を加える。」

(信用協同組合等による基準の公表方法)

第百十條の六 信用協同組合等は、法第六條の五の四第一項に規定する基準を、インターネットの利用その他の方法により、信用協同組合電子決済等代行業者及び信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

「条を加える。」

(信用協同組合等による基準に含まれる事項)

第百十條の七 法第六條の五の四第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「条を加える。」

一 法第六條の五の三第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業に係る業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置

二 法第六條の五の三第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業に係る業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制

(信用協同組合連合会との間の契約に定めなければならない事項)

第百十條の八 法第六條の五の五第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、当該信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業再委託者(第百十條の四第二項に規定する信用

「条を加える。」

協同組合電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。)の委託を受けて法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為(第一百十条の二に掲げる行為を除く。)を行う場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者の業務(当該信用協同組合電子決済等代行業者に委託した業務に限る。)に関して当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用協同組合電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第六条の五の五第一項の信用協同組合が行うことができる措置に関する事項とする。

(信用協同組合連合会との間の契約の公表方法)

第一百十条の九 法第六条の五の五第一項の契約を締結した信用協同組合連合会及び信用協同組合電子決済等代行業者並びに同項の信用協同組合は、法第六条の五の五第三項各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の方法により、信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

(信用協同組合連合会による基準等の公表方法)

第一百十条の十 信用協同組合連合会は、法第六条の五の六第一項に規定する基準及び法第六条の五の五第一項の信用協同組合の名称を、インターネットの利用その他の方法により、信用協同組合電子決済

「条を加える。」

「条を加える。」

等代行業者及び信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

(信用協同組合連合会による基準に含まれる事項)

第百十条の十一 法第六条の五の六第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六条の五の五第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業に係る業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置

二 法第六条の五の五第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業に係る業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制

(信用協同組合が公表しなければならない事項)

第百十条の十二 法第六条の五の六第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第六条の五の五第一項の同意をしている旨
- 二 当該信用協同組合を会員とする信用協同組合連合会の名称

(信用協同組合による同意等の公表方法)

第百十条の十三 法第六条の五の五第一項の信用協同組合は、前条各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の方法により、信

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

用協同組合電子決済等代行業者及び信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

(認定の申請書の添付書類)

第百十條の十四 令第五條の七第二項に規定する内閣府令で定める書

類は、次に掲げる書類とする。

一 認定業務（法第六條の五の七に規定する認定業務をいう。次号及び第百十條の三十五第六号において同じ。）の実施の方法を記載した書類

二 認定業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

三 最近の事業年度（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類

四 役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

五 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第五條の七第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

六 その他参考となるべき事項を記載した書類

(協会員名簿の縦覧)

「条を加える。」

第一百十條の十五 認定信用協同組合電子決済等代行業者協会（法第六條の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会をいう。以下同じ。）は、その協会員名簿を当該認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

「条を加える。」

（信用協同組合電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧）

第一百十條の十六 金融庁長官等は、その作成した法第六條の五の九第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。第一百十條の二十及び第一百十三條第四項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、当該電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

「条を加える。」

（信用協同組合電子決済等代行業の登録申請書の記載事項）

第一百十條の十七 銀行法第五十二條の六十一の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者（同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第一百十條の十九において同じ。）が法

「条を加える。」

第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第一百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合に限る。

一 信用協同組合電子決済等代行業者の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先（登録申請者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合にあつては、国内に当該営業所又は事務所を有するときに限る。）

二 加入する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の名称

三 信用協同組合電子決済等代行業の業務の一部の委託をする場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所

四 他に業務を営むときは、その業務の種類

2 前項第一号及び第四号に掲げる事項は、銀行等（銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第一百十条の十九及び第一百一条第三項において同じ。）が登録申請者である場合にあつては、登録申請書（銀行法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第一百十条の十九において同じ。）に記載することを要しない。

（信用協同組合電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法）

第一百十條の十八 銀行法第五十二條の六十一の三第二項第三号に規定

「条を加える。」

する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 信用協同組合電子決済等代行業に係る行為のうち、法第六條の五の二第二項各号に掲げる行為（第一百十條の二に掲げる行為を除く。）のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為（第一百十條の二に掲げる行為を除く。）のいずれも行う場合は、その旨）

二 取り扱う信用協同組合電子決済等代行業に係る業務の概要

三 信用協同組合電子決済等代行業の実施体制

2 前項第三号に規定する実施体制には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 信用協同組合電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制

二 信用協同組合電子決済等代行業に係る業務（法第六條の五の二第二項第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、信用協同組合電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行のための体制

三 信用協同組合電子決済等代行業を管理する責任者の氏名及び役職名

（登録申請書のその他の添付書類）

第一百十條の十九 銀行法第五十二條の六十一の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する

「条を加える。」

書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。ただし、銀行等が法第六条の五の二第一項の登録の申請をする場合は、この限りでない。

一 登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ 役員（銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の前職を記載した書面）

ロ 役員の前職の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の前職の履歴書）又はこれに代わる書面

ハ 役員の前職の氏名を当該役員の前職の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の前職の氏名を証するものでないときは、当該前職の氏名を証する書面

ニ 役員が銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ホ 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面

ヘ 登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一

項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

二 登録申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ 登録申請者の履歴書

ロ 登録申請者（当該登録申請者が外国に住所を有する個人であるときは、その日本における代理人を含む。ハにおいて同じ。

）の住民票の抄本（当該日本における代理人が法人であるときは、当該日本における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ 登録申請者の婚姻前の氏名を当該登録申請者の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登録申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る別紙様式第十五号により作成した財産に関する調書

（信用協同組合電子決済等代行業者登録簿の縦覧）

第百十条の二十 金融庁長官等は、その登録をした信用協同組合電子決済等代行業者に係る信用協同組合電子決済等代行業者登録簿を当該信用協同組合電子決済等代行業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

「条を加える。」

(財産的基礎)

第百十條の二十一 銀行法第五十二條の六十一の五第一項第一号イに規定する内閣府令で定める基準は、純資産額（第百十條の十九第一号ホに規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同條第二号ニに規定する財産に関する調書に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこととする。

「条を加える。」

(変更の届出を要しない場合等)

第百十條の二十二 銀行法第五十二條の六十一の六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「条を加える。」

一 増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。）

二 前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前の所在地に復した場合

三 第百十條の十七第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

2 銀行法第五十二條の六十一の六第一項の規定により届出を行う信用協同組合電子決済等代行業者は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

3 信用協同組合電子決済等代行業者は、銀行法第五十二條の六十一の六第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、当該変

更の内容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第百十条の十七第一項第四号に掲げる事項を記載した書面（法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行うこととなった場合に限る。）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

（廃業等の届出）

第百十条の二十三 銀行法第五十二条の六十一の七第一項の規定により届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、金融庁長官等に提出するものとする。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 届出事由
- 四 銀行法第五十二条の六十一の七第一項各号のいずれかに該当することとなった年月日
- 五 信用協同組合電子決済等代行業を廃止したときは、その理由
- 六 会社分割により信用協同組合電子決済等代行業の全部の承継をさせたとき又は信用協同組合電子決済等代行業の全部の譲渡をしたときは、その業務の承継又は譲渡の方法及びその承継先又は譲渡先

（利用者に対する説明）

第百十条の二十四 銀行法第五十二条の六十一の八第一項に規定する

「条を加える。」

「条を加える。」

内閣府令で定める場合は、信用協同組合電子決済等代行業者が、利用者との間で継続的に法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、直前に当該利用者との間で当該行為を行った時以後に銀行法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

2 信用協同組合電子決済等代行業者は、法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法により、利用者に対し、銀行法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合においては、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者又は同項各号の信用協同組合等を介して当該事項を明らかにすることができる。

3 銀行法第五十二条の六十一の八第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 登録番号

二 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

三 法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額

四 利用者との間で継続的に法第六条の五の二第二項各号に掲げる

行為（第一百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第一百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、その旨

六 その他当該信用協同組合電子決済等代行業者の営む信用協同組合電子決済等代行業に関し参考となると認められる事項

（信用協同組合等が行う事業との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

第一百十条の二十五 信用協同組合電子決済等代行業者は、信用協同組合電子決済等代行業の利用者との間で法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第一百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを利用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、信用協同組合電子決済等代行業者の業務を信用協同組合等が行うものではないことの説明を行わなければならない。ただし、信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同項各号に掲げる行為（第一百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合においては、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者又は同項各号の信用協同組合等を介して当該説明を行うことができる。

「条を加える。」

(為替取引の結果の通知)

第百十条の二十六 信用協同組合電子決済等代行業者は、法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為(第百十条の二に掲げる行為を除く。)を行ったときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき同号の信用協同組合等が行った預金者が当該信用協同組合等に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、信用協同組合電子決済等代行業者は、当該通知を、同号の信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等代行業再委託者(信用協同組合電子決済等代行業再委託者)にあつては、信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為(第百十条の二に掲げる行為を除く。)を行う場合に限る。)を介して行うことができる。

(信用協同組合電子決済等代行業に係る電子情報処理組織の管理措置)

第百十条の二十七 信用協同組合電子決済等代行業者は、その業務の内容及び方法に応じ、信用協同組合電子決済等代行業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(個人情報情報の安全管理措置等)

「条を加える。」

「条を加える。」

第一百十条の二十八 信用協同組合電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である信用協同組合電子決済等代行業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

「条を加える。」

(特別の非公開情報の取扱い)

第一百十条の二十九 信用協同組合電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である信用協同組合電子決済等代行業の利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

「条を加える。」

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第一百十条の三十 信用協同組合電子決済等代行業者は、その業務(法第六条の五の二第二項第二号に掲げる行為のみを行う場合には、信用協同組合電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。)を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

「条を加える。」

(信用協同組合電子決済等代行業に関する帳簿書類)

第一百十条の三十一 信用協同組合電子決済等代行業者は、銀行法第五十二條の六十一の十二の規定により、総勘定元帳を作成し、その作成の日から十年間保存しなければならない。

「条を加える。」

(信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書の様式等)

第一百十条の三十二 銀行法第五十二條の六十一の十三の規定による信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書は、信用協同組合電子決済等代行業者が個人である場合においては別紙様式第十六号により、法人である場合においては別紙様式第十七号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十八号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

「条を加える。」

2 信用協同組合電子決済等代行業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官(令第九条第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長が当該信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長)の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 信用協同組合電子決済等代行業者は、前項の規定による承認を受

けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用協同組合電子決済等代行業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(公告の方法)

第一百十条の三十三 銀行法第五十二条の六十一の十七第二項の規定による公告は、官報によるものとする。

(利用者の利益を保護するために必要な協会員に係る情報)

第一百十条の三十四 銀行法第五十二条の六十一の二十四第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一 法第六条の五の二第一項の登録を受けずに信用協同組合電子決済等代行業を営んでいる者（法第六条の五の九第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者である者を除く。）を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が営む信用協同組合電子決済等代行業に係る業務に関する情報

二 法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第一百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う前に、それぞれ同項各号の信用協同組

「条を加える。」

「条を加える。」

合等又は信用協同組合連合会との間で、法第六条の五の三第一項又は第六条の五の五第一項に規定する契約を締結せずに信用協同組合電子決済等代行業を営んでいる信用協同組合電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三 その他利用者の利益を保護するために認定信用協同組合電子決済等代行業者協会が必要と認める情報

(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会への情報提供)

第一百十条の三十五 銀行法第五十二条の六十一の二十九に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 法の解釈に関する情報
- 二 法に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査の結果及びその内容に関する情報
- 三 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する情報
- 四 信用協同組合電子決済等代行業者の業務又は信用協同組合電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する情報
- 五 信用協同組合電子決済等代行業者の業務及び信用協同組合電子決済等代行業に関する統計情報並びにその基礎となる情報
- 六 その他認定業務を適正に行うために金融庁長官が必要と認める情報

「条を加える。」

(特定預金等)

第一百十條の三十六 法第六條の五の十一に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一〇三 略」

(契約の種類)

第一百十條の三十七 法第六條の五の十一において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)第三十四條に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約(法第六條の五の十一に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。)とする。

「条を削る。」

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第一百十條の三十八 準用金融商品取引法第三十四條の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者(同項に規定する申出者をいう。)は、同条第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約(同項に規定する対象契約をいう。第一百十條の四十の二において同じ。)に関して特定投資家(金融商品取引法第二條第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

(特定預金等)

第一百十條の二 法第六條の五の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一〇三 同上」

(契約の種類)

第一百十條の三 法第六條の五の二において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)第三十四條に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約(法第六條の五の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。)とする。

第一百十條の四 削除

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第一百十條の五 準用金融商品取引法第三十四條の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者(同項に規定する申出者をいう。)は、同条第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約(同項に規定する対象契約をいう。第一百十條の七の二において同じ。)に関して特定投資家(金融商品取引法第二條第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第百十條の三十九 「略」

(電磁的方法の種類及び内容)

第百十條の四十 令第五條の七第一項及び第五條の八第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第百十條の四十の三第一項各号に掲げる方法のうち信用協同組合等又は信用協同組合代理業者が使用するもの

二 「略」

第百十條の四十の二 「略」

第百十條の四十の三 「略」

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第百十條の四十一 準用金融商品取引法第三十四條の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 「略」

- 二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び

第百十條の六 「同上」

(電磁的方法の種類及び内容)

第百十條の七 「同上」

- 一 前条第一項各号又は第百十條の七の三第一項各号に掲げる方法のうち信用協同組合等又は信用協同組合代理業者が使用するもの

二 「同上」

第百十條の七の二 「同上」

第百十條の七の三 「同上」

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第百十條の八 「同上」

一 「同上」

- 二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び

第百十条の四十三において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第百十条の四十三において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第百十条の四十二 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第百十条の四十三の二において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 [略]

第百十条の四十三 [略]

第百十条の四十三の二 [略]

第百十条の十において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第百十条の十において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第百十条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第百十条の十の二において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 [同上]

第百十条の十 [同上]

第百十条の十の二 [同上]

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等)
第一百十条の四十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二 「略」

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ 「略」

二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等)
第一百十条の十一 「同上」

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二 「同上」

2 「同上」

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 「同上」

二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ [略]

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第百十條の四十五 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第百十條の四十七第二項第三号及び第百十條の四十七の二において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四條の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第百十條の四十七において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。
- 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 法第六條の五の十一に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、信用金庫法第八十九條の二に規定する特定預金等

ロ [同上]

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第百十條の十二 [同上]

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第百十條の十四第二項第三号及び第百十條の十四の二において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四條の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第百十條の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 [同上]

〔イ・ロ 同上〕

ハ 法第六條の五の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、信用金庫法第八十九條の二に規定する特定預金等、

、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

〔二〕ト 略〕

三 〔略〕

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第一百十条の四十六 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項におい

て準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 〔略〕

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第一百十条の四十七の二において同じ。）とする旨

2 〔略〕

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の

長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

〔二〕ト 同上〕

三 〔同上〕

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第一百十条の十三 〔同上〕

一 〔同上〕

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第一百十条の十四の二において同じ。）とする旨

2 〔同上〕

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の

記載事項)

第一百十条の四十七 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第一百十条の四十七の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 「略」

第一百十条の四十七の二 「略」

第一百十条の四十七の三 「略」

(広告類似行為)

第一百十条の四十八 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者又は同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号

記載事項)

第一百十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第一百十条の十四の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 「同上」

第一百十条の十四の二 「同上」

第一百十条の十四の三 「同上」

(広告類似行為)

第一百十条の十五 「同上」

に規定する電子メールをいう。)を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

「一・二 略」

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品(ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

「イ〜ハ 略」

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 「略」

(2) 第一百十条の五十六第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3) 第一百十条の五十六第一項第三号ロに規定する契約変更書面

(特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容に
ついでにの広告等の表示方法)

第一百十条の四十九 「略」

2 「略」

3 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容について基幹放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十

「一・二 同上」

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

「イ〜ハ 同上」

ニ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 第一百十条の二十三第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3) 第一百十条の二十三第一項第三号ロに規定する契約変更書面

(特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容に
ついでにの広告等の表示方法)

第一百十条の十六 「同上」

2 「同上」

3 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容について基幹放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十

三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第百十条の五十二第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第五条の九第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きい大きさで表示するものとする。

第百十条の五十一 〔略〕

第百十条の五十二 〔略〕

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第百十条の五十三 〔略〕

2 令第五条の九第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第百十条の四十八第三号ニに掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

第百十条の五十四 〔略〕

三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第百十条の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第五条の九第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きい大きさで表示するものとする。

第百十条の十七 〔同上〕

第百十条の十八 〔同上〕

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第百十条の十九 〔同上〕

2 令第五条の九第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第百十条の十五第三号ニに掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

第百十条の二十 〔同上〕

(契約締結前交付書面の記載方法)

第百十條の五十四 「略」

- 2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

- 一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第百十條の五十八第一項第十一号に掲げる事項

二 第百十條の五十八第一項第十二号に掲げる事項

- 3 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、契約締結前交付書面には、第百十條の五十八第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(情報の提供の方法)

第百十條の五十五 「略」

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第百十條の五十六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし

(契約締結前交付書面の記載方法)

第百十條の二十一 「同上」

2 「同上」

- 一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第百十條の二十五第一項第十一号に掲げる事項

二 第百十條の二十五第一項第十二号に掲げる事項

- 3 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、契約締結前交付書面には、第百十條の二十五第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(情報の提供の方法)

第百十條の二十二 「同上」

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第百十條の二十三 「同上」

書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第百十條の三十六第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七條の三第一号第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第百十條の五十八第一号第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第百十條の五十四に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 略〕

2 準用金融商品取引法第三十四條の二第四項及び令第五條の七の規定並びに第百十條の三十九の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

〔3・4 略〕

第百十條の五十七 〔略〕

第百十條の五十八 〔略〕

第百十條の五十九 〔略〕

一 第百十條の二第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七條の三第一号第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第百十條の二十五第一号第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第百十條の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 同上〕

2 準用金融商品取引法第三十四條の二第四項及び令第五條の七の規定並びに第百十條の六の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

〔3・4 同上〕

第百十條の二十四 〔同上〕

第百十條の二十五 〔同上〕

第百十條の二十六 〔同上〕

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第百十条の六十 [略]

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第五条の七の規定並びに第百十条の三十九の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

[3・4 略]

第百十条の六十一 [略]

第百十条の六十一の二 [略]

第百十条の六十二 [略]

(届出事項)

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕十 略

十の二 法第四条の四第三項の認可を受けた信用協同組合連合会が当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十の三 法第四条の四第三項の認可を受けた信用協同組合連合会又

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第百十条の二十七 [同上]

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第五条の七の規定並びに第百十条の六の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

[3・4 同上]

第百十条の二十八 [同上]

第百十条の二十八の二 [同上]

第百十条の二十九 [同上]

(届出事項)

第百十一条 [同上]

〔一〕十 同上

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

〔十一〕二十五の二 略〕

2 法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕五 略〕

六 信用協同組合代理業を再委託した場合（信用協同組合等である信用協同組合代理業再委託者が再委託をした場合に限る。）であつて、当該再委託を受けた信用協同組合代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

3 法第七条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等でない信用協同組合電子決済等代行業者が法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第一百十条の二に掲げる行為を除く。）を行っているときに限る。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 法第六条の五の三第一項又は第六条の五の五第一項に規定する契約の内容を変更した場合

三 第一百十条の十七第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

4 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決

2 〔十一〕二十五の二 同上〕

2 〔同上〕

〔一〕五 同上〕

〔号を加える。〕

〔項を加える。〕

3 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第七条の二第一

济等代行業者は、法第七条の二第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〜三 略〕

四 第二項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

5|| 法第四条第二項の規定は、第一項第十号の二から第十三号まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。

6|| 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

〔一・二 略〕

三|| 法第七条の二第三項各号（第一号を除く。）に該当するときの届出

7|| 〔略〕

8|| 〔略〕

（經由官庁）

第百十三条 信用協同組合は、申請書、業務報告書その他法及びこの府令に規定する書面を財務局長又は財務支局長に提出する場合において、当該信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所（以下この条において「財務事務所等」という。）があるときは、当該財務事務所等の長（以下この条において「管轄財務事務所長等」という。）を經由して提

項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〜三 同上〕

四 前項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

4|| 法第四条第二項の規定は、第一項第十一号から第十三号まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。

5|| 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

6|| 〔同上〕

7|| 〔同上〕

（經由官庁）

第百十三条 信用協同組合は、申請書、業務報告書その他法及びこの府令に規定する書面を財務局長又は財務支局長に提出する場合において、当該信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該財務事務所長又は出張所長を經由して提出しなければならない。

出しなければならぬ。

2 信用協同組合代理業者（外国に主たる営業所又は事務所を有するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書、信用協同組合代理業に關する報告書その他この府令に規定する書面（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にあるときは福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所等の管轄区域内にあるときは管轄財務事務所長等とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、令第七条の二第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

3 信用協同組合代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合には、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所等があるときは、管轄財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

4 信用協同組合電子決済等代行業者（外国法人又は外国に住所を有する個人であつて国内に営業所又は事務所を有しない者を除く。）は、銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による申請書、信用協同組合電子決済等代行業に關する報告書その他この府令に規定

2 信用協同組合代理業者（外国に主たる営業所又は事務所を有するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書、信用協同組合代理業に關する報告書その他この府令に規定する書面（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出する場合には、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にあるときは福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは当該財務事務所長又は出張所長とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、令第七条の二第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

3 信用協同組合代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所がある場合に於ては、当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

「項を加える。」

する書面を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務事務所等があるときは、管轄財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

（信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第百十五条 法（第六条の五の二から第六条の五の十まで及び第七条の二三項に限る。）又はこの府令の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（信用協同組合電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

2 信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人は、銀行法第五十二条の六十一の三第二項に規定する書類又はこの府令の規定により申請書若しくは届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

3 信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添

「条を加える。」

付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

（予備審査等）

第百十六条 「略」

（標準処理期間）

第百十七条 金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による認可、許可、承認、登録、認定又は指定（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、令第九条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

2 「略」

別表第四（第百十条の二十二第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
------	------	------

（予備審査等）

第百十五条 「同上」

（標準処理期間）

第百十六条 金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による認可、許可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 「同上」

「別表を加える。」

<p>日本における代理人 の変更（信用協同組 合電子決済等代理業</p>	<p>商号、名称又は氏名 （以下この表におい て「商号等」という 。）の変更</p>	<p>一 新商号等 二 旧商号等 三 変更年月日</p>
<p>一 変更前の日本に おける代理人の商 号等</p>	<p>一 新商号等 二 旧商号等 三 変更年月日</p>	<p>法人であるときは 、変更に係る事項 を記載した登記事 項証明書（これに 準ずるものを含む 。以下この表にお いて同じ。）</p>
<p>一 理由書 二 変更後の日本 における代理人</p>	<p>日本における代理 人が法人であると きは、変更に係る 事項を記載した登 記事項証明書又は これに代わる書面 、日本における代 理人が個人である ときは、住民票の 抄本又はこれに代 わる書面</p>	<p>日本における代理 人が法人であると きは、変更に係る 事項を記載した登 記事項証明書又は これに代わる書面 、日本における代 理人が個人である ときは、住民票の 抄本又はこれに代 わる書面</p>

<p>者が外国に住所を有する個人である場合に限る。)</p>	<p>役員（法第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更</p>
<p>二 変更後の日本における代理人の商号等 三 変更年月日</p>	<p>一 変更があつた役員の氏名又は名称及び役職名 二 就任又は退任年月日</p>
<p>の住民票の抄本（当該日本における代理人が法人であるときは、当該日本における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p>	<p>一 法人の登記事項証明書 二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ 履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面） ロ 住民票の抄本（就任する</p>

役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて第百十条の二十二第一項の届出書に記載した場合において、口に掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ 法第六条の五の十第一項

営業所等の所在地の	信用協同組合電子決済等代行業を営む営業所又は事務所（以下この表において「営業所等」という。）の設置	
一 名称及び変更前	<p>一 設置した営業所の名称</p> <p>二 所在地</p> <p>三 設置した営業所等で営む信用協同組合電子決済等代行業に係る業務の内容</p> <p>四 営業開始年月日</p>	
		<p>において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p>

変更	営業所等の名称の変更	営業所等の廃止	主たる営業所又は事務所の名称又は所在地の変更（信用協同組合電子決済等代行業者が外国人又は外国に住所を有する個人であり、外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に
<p>の所在地</p> <p>二 変更後の所在地</p> <p>三 変更年月日</p>	<p>一 変更前の名称及び所在地</p> <p>二 変更後の名称</p> <p>三 変更年月日</p>	<p>一 廃止した営業所等の名称及び所在地</p> <p>二 廃止年月日</p>	<p>一 変更前の主たる営業所又は事務所の名称又は所在地</p> <p>二 変更後の主たる営業所又は事務所の名称又は所在地</p> <p>三 変更年月日</p>
			<p>変更に係る事項を記載した登記事項証明書</p>

<p>認定信用協同組合電子決済等代行業者協会からの脱退</p>	<p>認定信用協同組合電子決済等代行業者協会への加入</p>	<p>利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地又は連絡先の変更</p>	<p>限る。)</p>
<p>一 脱退した認定信用協同組合電子決済等代行業者協会</p>	<p>一 加入した認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の名称 二 加入年月日</p>	<p>一 変更前の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地又は連絡先 二 変更後の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地又は連絡先 三 変更年月日</p>	
<p>認定信用協同組合電子決済等代行業者協会から脱退</p>	<p>認定信用協同組合電子決済等代行業者協会に加入した事実を確認することができる書面</p>		

	会の名称 二 脱退年月日	した事実を確認すること ができる書面
委託に係る業務の内容 容又は委託先の変更	一 変更の内容 二 変更年月日	

(別紙様式第15号)

[別紙]

[別紙様式を加える。]

(別紙様式第16号)

[別紙]

[別紙様式を加える。]

(別紙様式第17号)

[別紙]

[別紙様式を加える。]

(別紙様式第18号)

[別紙]

[別紙様式を加える。]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

財産に関する調書（ 年 月 日現在）

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

	価 額	摘 要
資 産 計 (A)		
負 債 計 (B)		
(A) - (B)		

（記載上の注意）

- 1 この調書は、登録申請者が個人である場合に限り、登録申請書に添付すること。
- 2 価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 3 (A) 及び (B) の価額の算出は、次のとおり行うこと。
 - (1) 基礎とする各資産及び各負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請の日の前年の12月31日における残高による。
 - (2) 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記(1)にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額による。
 - (3) 土地及び建物の価額については、上記(1)にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額による。
 なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額とすることを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあつては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\begin{aligned}
 & \text{居住用の土地又は建物の} \\
 & \text{算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{取得時の自己資金} + \text{返済済み元金額}}{\text{取得時の借入金} + \text{取得時の自己資金}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} \\
 & \text{に基づき算出した価額} \\
 & \\
 & + \text{居住用の土地又は建物の} \\
 & \text{算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} \\
 & \text{に基づき算出した価額}
 \end{aligned}$$

$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}}$$

- (4) 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額による。
- (5) 営業権、地上権その他の無形固定資産についても、(A)の価額の算出の基礎とする。

信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで ）

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

印

（記載上の注意）

- 1 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。
- 2 記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。

- 1 登録年月日及び登録番号
- 2 信用協同組合電子決済等代行業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における信用協同組合電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

- 3 契約締結に係る信用協同組合等又は信用協同組合連合会

(1) 信用協同組合等との契約

契約締結信用協同組合等名	契約年月日	信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

- 1 本表は、信用協同組合等との間で協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第 6 条の 5 の 3 第 1 項の契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「契約締結信用協同組合等名」欄は、当期末における契約締結信用協同組合等（1 の契約を締結している信用協同組合等をいう。3 において同じ。）の名称を記載すること。
- 3 「信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結信用協同組合等との契約に従って行う信用協同組合電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達（法第 6 条の 5 の 2 第 2 項第 1 号に掲げる行為（第 110 条の 2 に掲げる行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、法第 6 条の 5 の 2 第 2 項第 1 号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・

提供（同項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

(2) 信用協同組合連合会との契約

契約締結信用協 同組合連合会名	契約年月日	信用協同組合電子決済等代行業 の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、信用協同組合連合会との間で法第6条の5の5第1項の契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「契約締結信用協同組合連合会名」欄は、当期末における契約締結信用協同組合連合会（1の契約を締結している信用協同組合連合会をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。
- 3 「信用協同組合名」欄は、契約締結信用協同組合連合会が法第6条の5の5第1項の同意をしている信用協同組合の名称を記載すること。
- 4 「信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結信用協同組合連合会との契約に従って行う信用協同組合電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4 委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、委託先（第110条の18第2項第2号の第三者をいう。以下同じ。）があるときに限り記載すること。
- 2 「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。
- 3 「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。
- 4 「信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する信用協同組合電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

5 信用協同組合電子決済等代行業再委託者数

者

(記載上の注意)

当期末において、信用協同組合電子決済等代行業者として第110条の4第2項各号の委託を受けている同項の信用協同組合電子決済等代行業再委託者（以下「信用協同組合電子決済等代行業再委託者」という。）があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6 使用人の状況

	使 用 人
総 数	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における信用協同組合電子決済等代行業に従事する使用人について記載すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

7 事務所の状況

名 称	所 在 地

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における信用協同組合電子決済等代行業を営む事務所について記載すること。
- 2 適宜、地区別に区分して記載すること。

8 信用協同組合電子決済等代行業の実施状況

(単位：件、者)

決済指図伝達		口座情報の取得・提供
契約件数又は利用者数	決済指図伝達の件数 〔為替取引に至らなかった件数を含むか否か〕	契約件数又は利用者数
	〔 〕	

(記載上の注意)

- 1 「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者（法第6条の5の2第2項第1号の預金者をいう。以下同じ。）若しくは信用協同組合電子決済等代行業再委託者（信用協同組合電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う信用協同組合電子決済等代行業再委託者や信用協同組合電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は

含まないことに留意する。以下同じ。)との間の決済指図伝達に係る基本契約(継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。)の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは信用協同組合電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

- 2 「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行った件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が法第6条の5の2第2項第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、信用協同組合電子決済等代行業者又は信用協同組合電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、件数の次の〔 〕内には、当該件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か(含む場合は「含」、含まない場合は「否」)を記載すること。

- 3 「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者若しくは積金者(法第6条の5の2第2項第2号の預金者又は積金者をいう。以下同じ。)若しくは信用協同組合電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者若しくは積金者若しくは信用協同組合電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

年 月 日

主たる営業所

又は事務所の

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

（記載上の注意）

- 1 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。
- 2 記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。

- 1 登録年月日及び登録番号
- 2 信用協同組合電子決済等代行業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における信用協同組合電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

- 3 契約締結に係る信用協同組合等又は信用協同組合連合会

(1) 信用協同組合等との契約

契約締結信用協同組合等名	契約年月日	信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

- 1 本表は、信用協同組合等との間で協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第 6 条の 5 の 3 第 1 項の契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「契約締結信用協同組合等名」欄は、当期末における契約締結信用協同組合等（1 の契約を締結している信用協同組合等をいう。3 において同じ。）の名称を記載すること。
- 3 「信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結信用協同組合等との契約に従って行う信用協同組合電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達（法第 6 条の 5 の 2 第 2 項第 1 号に掲げる行為（第 110 条の 2 に掲げる行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、法第 6 条の 5 の 2 第 2 項第 1 号の指図の内容のみの伝達を

含むことに留意すること。)のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供(同項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。)のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

(2) 信用協同組合連合会との契約

契約締結信用協同組合連合会名	契約年月日	信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、信用協同組合連合会との間で法第6条の5の5第1項の契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「契約締結信用協同組合連合会名」欄は、当期末における契約締結信用協同組合連合会(1の契約を締結している信用協同組合連合会をいう。以下同じ。)の名称を記載すること。
- 3 「信用協同組合名」欄は、契約締結信用協同組合連合会が法第6条の5の5第1項の同意をしている信用協同組合の名称を記載すること。
- 4 「信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結信用協同組合連合会との契約に従って行う信用協同組合電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4 委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、委託先(第110条の18第2項第2号の第三者をいう。以下同じ。)があるときに限り記載すること。
- 2 「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。
- 3 「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。
- 4 「信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する信用協同組合電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口

座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

5 信用協同組合電子決済等代行業再委託者数

者

(記載上の注意)

当期末において、信用協同組合電子決済等代行業者として第110条の4第2項各号の委託を受けている同項の信用協同組合電子決済等代行業再委託者（以下「信用協同組合電子決済等代行業再委託者」という。）があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6 役員及び使用人の状況

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	名	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における信用協同組合電子決済等代行業に従事する役員及び使用人について記載すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

7 事務所の状況

名称	所在地

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における信用協同組合電子決済等代行業を営む事務所について記載すること。
- 2 適宜、地区別に区分して記載すること。

8 信用協同組合電子決済等代行業の実施状況

(単位：件、者)

決済指図伝達		口座情報の取得・提供
契約件数又は利用者数	決済指図伝達の件数 〔為替取引に至らなかった件数を含むか否か〕	契約件数又は利用者数
	〔 〕	

(記載上の注意)

- 1 「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者（法第6条の5の2第2項第1号の預金者をいう。以下同じ。）若しくは信用協同組合電子決済等代行業再委託者（信用協同組合電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該信用協同組合電子決済等代行業再

委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う信用協同組合電子決済等
代行業再委託者や信用協同組合電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は
含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図伝達に係る基本契約（継続
中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。）
の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若し
くは信用協同組合電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

- 2 「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中におけ
る決済指図伝達を行った件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数
をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が法第6条の5の2第2項
第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、信用協同組合電子決済等代行業者又は
信用協同組合電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、
預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至っ
た件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数
を記載したかを留意事項として記載すること。

また、件数の次の〔 〕内には、当該件数に為替取引に至らなかった件数を含む
か否か（含む場合は「含」、含まない場合は「否」）を記載すること。

- 3 「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当
期末における預金者若しくは積金者（法第6条の5の2第2項第2号の預金者又は積
金者をいう。以下同じ。）若しくは信用協同組合電子決済等代行業再委託者との間の
口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提
供に係るサービスを直接利用する預金者若しくは積金者若しくは信用協同組合電子
決済等代行業再委託者の数を記載すること。

財産に関する調書（ 年 月 日現在）

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

	価 額	摘 要
資 産 現金・預金 有価証券 未収入金 貸付金 土地 建物 備品 権利 貸倒引当金 その他 計（A）		
負 債 借入金 未払金 前受金 その他 計（B）		
（A）－（B）		

（記載上の注意）

- この調書は、信用協同組合電子決済等代行業者が個人である場合に限り、報告書に添付すること。
- 価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、提出の日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載することを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあつては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\begin{array}{l} \text{居住用の土地又は建物の} \\ \text{算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{取得時の自己資金+返済済み元金額}}{\text{取得時の借入金+取得時の自己資金}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積+事業用面積}} \\ \text{に基づき算出した価額} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{居住用の土地又は建物の} \\ \text{+ 算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積+事業用面積}} \\ \text{に基づき算出した価額} \end{array}$$

$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積+事業用面積}}$$

- 6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
- 7 「権利」とは、営業権、地上権その他の無形固定資産をいう。